

鎌倉市ごみ焼却施設基本計画策定業務委託仕様書

1 業務名

鎌倉市ごみ焼却施設基本計画策定業務委託

2 業務の目的

鎌倉市では、昭和 57 年から稼働した名越クリーンセンター及び昭和 48 年から稼働している今泉クリーンセンターの 2 施設でごみ焼却処理を行っています。平成 12 年から 17 年にかけて両施設でダイオキシン類対策に伴う改修工事を実施していますが、設備の老朽化が進んでおり、更に今泉クリーンセンターについては平成 26 年度で焼却を停止し、名越クリーンセンター1 施設で焼却処理を行っていかねばなりません。そのため名越クリーンセンターでは焼却施設基幹の設備改良工事を実施し、概ね 10 年間を目標に安定したごみ処理を図っていくこととしています。

しかし、将来にわたり安定したごみ処理を行っていくためには、新たなごみ処理施設を建設する必要があることから、平成 24 年度から鎌倉市ごみ焼却施設基本構想に取り組み、平成 25 年 6 月に「鎌倉市ごみ焼却施設基本構想」を策定しました。

本業務では、この基本構想を踏まえ、新たなごみ焼却施設の建設候補地の選定に伴う資料の作成、施設規模の検討、ごみ処理に伴うエネルギーの有効活用等の課題を整理したうえで、本市に適した新たなごみ焼却施設を建設するために必要なごみ焼却施設基本計画を策定することを目的とします。

3 委託業務の内容

本委託業務の内容は、以下のとおりとし、鎌倉市生活環境整備審議会等と連携を図りながら実施する。

(1) 鎌倉市ごみ焼却施設基本計画(案)の作成

本市が建設を計画している新ごみ焼却施設について、必要な事項を検討し、鎌倉市ごみ焼却施設基本計画(案)を作成する。

<実施方法及び留意事項>

ア 施設機能の検討

既存関係資料等を把握し、施設設備における前提条件の整理等を行ったうえで、施設機能の検討を行うこと。

イ 焼却施設の種類の検討(施設整備における基本的コンセプトについて)

燃焼方式・熔融等の様々な組み合わせに、エネルギー問題を考慮した先進技術を加味した検討を行うこと。

ウ 事業方式の検討

民間活力等の導入を含め、広域化を含め将来に渡り変化する要因を考慮したものを検討すること。

エ 事業計画スケジュール

本業務において検討したすべてのケースに対する事業計画スケジュールを作成すること。

オ 概算費用の検討

循環型社会形成推進交付金を視野に入れたものとする。

カ 評価項目の設定

現在のごみ処理体系の評価を含め、地域性、経済性、安全性、工期及び環境面等を参考に評価項目を設定すること。

キ その他必要な事項

(2) 建設候補地の選定

新ごみ焼却施設の建設にあたり、市内の建設候補地の選定に伴う資料作成等。

<実施方法及び留意事項>

- ・建設候補地の選定に伴う資料作成等については、鎌倉市生活環境整備審議会の意見、市民からの意見を集約しながら検討を行うこととする。

(3) 鎌倉市のごみの再生利用等の検討

新ごみ焼却施設の建設にあたり、将来に向けた本市のごみの再生利用の在り方、ごみの発生量・ごみ質等の検討を行う。

<実施方法及び留意事項>

- ・将来に向けた本市のごみの再生利用の在り方等の検討については、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会において審議を行うものとする。
- ・資料等の作成に必要なデータ等は、本市から提供する。

(4) 検討組織の運営

会議の進行に必要な次第、資料、議事録等を作成するなど、会議運営に必要な支援を行う。

<実施方法及び留意事項>

- ・検討組織（鎌倉市生活環境整備審議会(検討部会を含む)、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会、鎌倉市ごみ処理施策推進本部会議)を計10回程度開催予定。
※受託者が同席する会議は、鎌倉市生活環境整備審議会(検討部会を含む)、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会、鎌倉市ごみ処理施策推進本部会議とする。
- ・検討組織を構成する委員の日程調整は本市にて行い、委員への報酬は本市で負担する。
- ・検討組織での検討結果等を市民と情報共有するため、「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画 NEWS (A4判2枚程度) (4回程度発行)」と「広報かまぐらの掲載記事(2回程度を予定)」の原稿案を作成する。

4 成果物

本業務において作成する書類と納期については以下のとおりとし、詳細については契約時に本市との協議の上決定するものとする。

(1) 会議資料等

- ・書類：各40部程度
- ・納期：会議開催の10日程度前まで

(2) 本市担当職員等との打ち合わせ議事録及び検討組織の議事録

- ・電子メールにより都度提出とする。

(3) 業務履行報告書

- ・報告書：A4判・くるみ製本（見返し有）・50部
（委託業務で作成したすべての資料をとりまとめたもの）
- ・納期：履行期限内

(4) 鎌倉市ごみ焼却施設基本計画(案)

- ・成果品を作成するにあたり装丁は以下のとおりとする。
 - ア 報告書：A4版カラー印刷 100部(100ページ程度)
 - (ア) 報告書の製本については標準として、表紙に委託業務の標題を日本語標準文字で印刷し、外装はバインダー等を用いること。
 - (イ) カラーは原則2色とし、必要に応じてフルカラーを用いること。
また、紙質は古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
 - イ 概要版 100部(報告書総ページの1/3程度)
 - (ア) 35ページ程度の内容をホチキス止めすること。
 - (イ) カラーは原則2色とし、必要に応じてフルカラーを用いること。
紙質は古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
- ・納期：履行期限内

(5) 上記成果物の電子データ式

- ・CD-R等1部。履行期限内とする。
- ・データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形(PDF)を格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式(MS-Word, MS-Excel, MS-PowerPointなど)で原稿及びその添付図(グラフ・図形・写真など)などを納入するものとする。データは整理してWindows対応の電子媒体(CD-R等)に格納する。

6 事業費限度額と支払方法

(1) 事業費限度額

9,975,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(2) 支払方法

前金払いはせず、業務完了確認後一括で全額を支払うものとする。

7 注意事項

- (1) 受託者は、鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次「環境施設課」と連絡調整を行わなければならない。
- (3) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに「環境施設課」が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。
- (5) 成果物及び業務の履行のために必要な書類は、カラーで作成するとともに、濃淡を調整し、ハッチング等で工夫するなど、白黒で複写した際にもわかりやすい表現とするものとする。
- (6) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (7) 本業務において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイル及び4(5)については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。

8 その他の事項

この仕様書に定めのない事項並びにこれらの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。